

岩嶺寺衆徒の出開帳

野口安嗣*

はじめに

これまで「岩嶺寺衆徒の出開帳」の概説については、高瀬重雄氏¹⁾や日和祐樹氏²⁾、佐伯立光氏³⁾、廣瀬誠氏⁴⁾などの刊本の中で取り上げられてきている。これらの研究により、出開帳の目的や開帳年代、開帳寺院や開帳仏についてうかがい知ることができ、その際の手続きについても断片的ではあるが紹介されている。

また、江戸時代中期・後期における加賀藩支配下での勧進活動をとらえた福江充氏の論文⁵⁾により、出開帳の目的は立山諸堂社の修復費用ばかりでなく、岩嶺寺の教線拡張の意図があり、しばしば芦嶺寺との間で争論を引き起こしていることも指摘されている。

以上によって出開帳の概略は把握できるが、本稿ではこれら先学の業績を踏まえて、文献資料を通してさらに深く掘り下げ考察を加えることにより、「岩嶺寺衆徒の出開帳」の実態を手続き方法をもとに実施状況を明らかにし、加賀藩の宗教政策の一端である霊山御師に対する支配を知る一助ととらえたい。

なお、文献資料としては『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 武冊之内』⁶⁾をもとに、『自他國寶物并法談願旧記』⁷⁾・『寺社家開帳等并臨時之神事』⁸⁾・『岩嶺寺中道坊文書』⁹⁾の古文書と照らし合わせ、また『越中立山古記録』¹⁰⁾を参考にして論じていく。

1 出開帳の実態

1.1 内容

岩嶺寺衆徒は、諸堂社修復を目的として立山の尊像や霊宝を開帳し、信者の信施により再建費用を捻出した。また加賀藩領国内ばかりでなく、越後・飛騨・美濃・尾張・越前・三國まで進出している。¹¹⁾

出開帳は、各地の寺院を宿寺として標札を立て、その道中では太鼓をたたき笛や法螺貝を鳴らし神輿を担いで練り歩いた。開帳寺院では、立山権現（矢疵阿弥陀像）・諸獄の尊像「浄土山阿弥陀如来、別山帝釈天王、地獄谷地藏尊、血池地獄如意輪觀世音」

*富山県 [立山博物館]

や宝物・立山曼荼羅などを拝ませたりした¹²⁾。そして日程終了後、岩峠寺衆徒は藩に対して武運長久のお札を納めることが前例となっていた¹³⁾。

『開帳旧記』によれば、加賀藩支配の他の寺社においても、小松天神別当梅林院の天満宮800年忌（元禄15年、1702）・850年忌（宝暦2年、1752）や、卯辰八幡宮鎮座200年（寛政10年、1798）・250年（嘉永元年、1848）など定期的に開帳が行われている。しかしこれらの寺社と違うところは、加賀藩では岩峠寺衆徒に対しては、一定期間をおかなくても開帳を認めているところにある¹⁴⁾。

1.2 方法

岩峠寺衆徒は出開帳を実施するにあたって、開帳許可願を加賀藩へ提出し各地の開帳寺院を宿寺としていた。また、宿寺の寺院からも、寺社奉行所や触頭寺院を通して許可願を差し出している。

そこで本稿では、出開帳の手続きについて文献資料に基づき整理しその仕組みを解明していく。

1.2.1 出開帳が許可されるまでの手続きと宿寺との関係

『開帳旧記』文政10年（1827）8月の条より、以下を翻刻、一覧する。

史料①

乍恐口上書を以奉願候

今般立山大権現并ニ諸嶽之尊像等御当地始小松等江出開帳奉願御沙汰聞届被為下、依而、当月廿一日より九月十一日まで卯辰観音院二おみて開帳仕候間、此度急之御聞届度為下候様奉願上候、且小松之儀ハ未夕宿寺等取極不申候故書上不申、追而、取定次第御達申上度奉存候間、此段奉願候、以上

亥 八月

寺社奉行所

立山別当岩峠寺

衆徒中 印

史料②

乍恐口上書を以奉願候

越中立山権現御当地江出開帳御聞届御座候ニ付、当月廿一日より九月十一日迄当寺弁天堂ニおみて開帳為致呉候様衆徒中より相頼申候、右日数之通御指支茂無御座候ニ候ハバ、宿寺仕遣度奉存候、尤 御産神前指障り候義無御座候、此段奉願候、以上

亥 八月

寺社奉行所

観音院 印

史料③

立山諸末社及大破候二付、為修覆、同山大権現等御当地并小松於兩所出開帳仕度旨岩嶺寺衆徒と相願御達申候所、開帳年限相満不申候得共、格別之趣を以御聞届の段、御覚書を以被仰聞則申渡候所、別紙之通、御当地之分卯辰於観音院当月廿一日と九月十一日迄開帳仕旨、岩嶺寺衆徒書付并観音院書付共出候二付、兩通御達申候、御指支も無之候ハバ、御聞き届御座候様仕度奉存候、小松ニおいて開帳之儀宿寺相極、追而、相願可申段申候、以上

八月

横山求馬様

多賀 判

史料④

立山諸末社及大破候二付、為修覆、同山大権現等御当地於観音院当月廿一日と九月十一日迄開帳仕旨、書付添書を以被出之見届候、此度先振与ハ数多候得共、先達而段々願之趣有之上之儀二付、格別之趣を以願之通承届候条被申渡、尤夜中者参詣人無用之旨可被申渡候、以上

丁亥 八月十四日

横山求馬 印

前田式部殿

玉井勘解由殿

多賀豫一右衛門殿

史料⑤

立山大権現等出開帳之儀岩嶺寺より先達而相願御聞届二付、当月廿一日と九月十一日迄宿寺被致度旨、書付之趣御用番年寄中江も相達候条、可為勝手次第候、以上

八月十四日

観音院

多賀

史料⑥

立山諸末社及大破候二付、同山大権現等御当地於卯辰観音院当月廿一日と九月十一日迄令開帳、其助力を以右末社加修覆御祈願相勤度由、願書付年寄中江相達候所、開帳年限不相満其上前与者日数多候得共、今度格別之趣を以願之通可申渡旨二候条、右日数令開帳、朝六時と門を飛らき晚七半時仕廻夜中者参詣人可為無用候、尤諸事作法宜火之要心堅可被申付、以上

文政十丁亥 八月

多賀 印

玉井 印

立山岩嶺寺

前田 印

史料⑦

書付を以御届申上候

於拙寺来月十八日方同廿二日の五日之間、立山権現并宝物等為結縁開帳仕度段、越中立山別当岩嶺寺より宿寺頼来候間、此段寺社御奉行所江被仰上可被下候、以上

亥 八月

如来寺 御役者中

小松 誓圓寺 印

史料⑧

當山触下小松誓圓寺如斯書付指出候に付、上之申候、以上

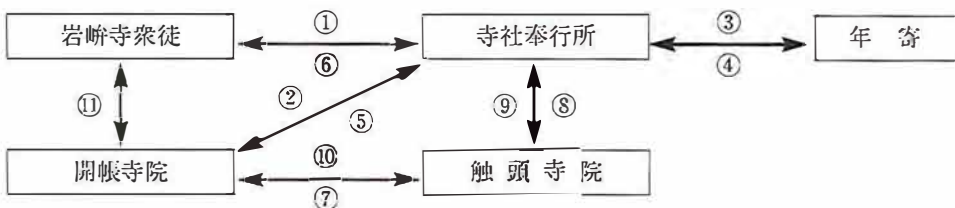
亥 八月

如来寺 印

前田式部殿

玉井勘解由殿

多賀豫一右衛門殿



第1図 『開帳旧記』『岩嶺寺中道坊文書』にみる出開帳許可に至る手続き

上記の史料から次のことが知れる（第1図）。岩嶺寺衆徒による卯辰観音院への8月21日から9月11日までの開帳の願いは寺社奉行所を通して年寄¹⁵⁾横山求馬によって判断がなされていることがわかる（史料①～④）。これをうけて寺社奉行所は、宿寺の観音院や岩嶺寺に対して開帳の許可を与えている（史料⑤～⑥）。また、小松誓圓寺の9月18日から9月22日の開帳の場合は触頭寺院¹⁶⁾の如来寺を通して宿寺の許可を願い出ている（史料⑦～⑧）。なお、この後の寺社奉行所からの宿寺許可の手続きは（第1図中の⑨～⑩）記録にはみられないが、実際に観音院のあとに誓圓寺で開帳が実施されており（2.2の[1]を参照）、許可はあったと考えられる。

次に岩嶺寺衆徒と開帳寺院の関係については、『開帳旧記』に記録がみられないため『岩嶺寺中道坊文書』で明らかにする（史料⑪）。『岩嶺寺中道坊文書』文久3年（1863）9月の条より、次の翻刻を掲げる。

史料⑪

開帳定書之事

- 一 当十二日より十八日迄七日之間宿寺仕候事
- 一 卒塔婆苾芻出来之事
- 一 式重鏡餅五升にて出来事
- 一 出僧（ママ）出迎之事
- 一 飯屋問圍之事
- 一 筵等敷物之事
- 一 惣人数賄方一汁一菜二而可仕事

右ヶ條之儀者、拙寺二而相弁可申事

一 惣上り高之内、万人講・結盆経・印札等の儀者、貴僧御引取残り資錢之内、供物・蠟燭・油・紙等惣入用引去残在物之分、六歩五厘者貴寺へ御引取三步五厘者拙寺へ請取可申事

附袋米之儀者、惣揚高半々之配当可被下候事

右の通相定候上者、相互ニ和順仕相勤可申候、依而取極之書如件

文久三年九月

立山御内 御役僧中

小松 誓圓寺 花押

これにより、岩嶺寺衆徒と小松誓圓寺の間には、開帳をするにあたって宿寺である誓圓寺側が行なわなければならないことや、必要経費を除いた収益の配分などの契約がなされている。なお、上記資料によれば岩嶺寺と誓圓寺の収益配分の比率は、6.5対3.5であった（史料⑩）。このようにして岩嶺寺衆徒と開帳寺院との間には、開帳時の細かな取り決めが見られる。

1.2.2 出開帳が許可された後の手続き

『開帳旧記』および『岩嶺寺中道坊文書』より、以下を翻刻、一覽する。

史料⑫

（『開帳旧記』文久2年（1862）7月の条より）

立山諸末社大破ニ付為修覆、加越能三州并富山御領ニおゐて同山大権現等出開帳致度旨相願則、御用番前田土佐守殿被申聞依而、当秋明日山千光院、滑川徳城寺、東岩瀬巖昌寺ニおゐて致開帳候ニ付標札相立度旨、岩嶺寺申聞候条不指支様御申渡有之候様致度候、以上

戊 七月

村佐太夫様

篠原 印

金谷与十郎様

史料⑬

〔岩嶮寺中道坊文書〕文久3年(1863)3月の条より)

覚

- 一 三十五人 宿人足
- 一 壹疋 本馬
- 一 貳疋 軽尻

ノ

右立山権現来ル子年迄春秋兩度御領国中出開帳いたし候に付、右之通り宿人馬繼立候義被承届候段、年寄中被申聞候条、御定賃錢ハ岩嶮寺ヲ取受余荷錢ハ御渡之筈ニ候条、追而、書出候様可被申渡候、以上

七月十二日

村佐太夫様

御算用場

金谷与十郎様

史料⑭

〔岩嶮寺中道坊文書〕文久2年(1862)7月の条より)

右之通就中来候写相越之候条、開帳筋騒々敷義無之様夫々可申渡候、承知ノ印致各判先々相返從落着可相返候、以上

七月十八日

御扶持人中

村佐 太夫

十村中

金谷与十郎

組持七件中

史料⑮

〔岩嶮寺中道坊文書〕文久3年(1863)3月の条より)

別紙之趣紙面写し之通り被仰渡候間、夫々指支不申様相心得可被申候、以上

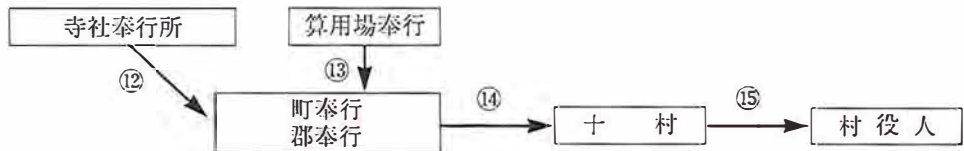
亥 三月廿九日

利田村 役人中

高野組

宮路村 役人中

御用所



第2図 『開帳旧記』『岩嶮寺中道坊文書』にみる出開帳許可後の手続き

上記の史料から、次のことが知れる（第2図）。御用番年寄より許可を得た後、出開帳がスムーズに行われるように、寺社奉行所から町奉行や郡奉行に対して開帳寺院に岩嶺寺が標札を建てることに便宜をはかることを求めており（史料⑫）、また御算用場からは宿人馬の手配などに便宜をはかるよう求めている（史料⑬）。これをうけて町奉行や郡奉行は、出開帳にあたり十村などへ対応を指示し（史料⑭）、十村からは各村役人に指示を出している（史料⑮）。

1.2.3 『開帳旧記』に見る提出先加賀藩役人名・役職と書状通達の内容

第1表により、加賀藩の寺社奉行は3人で構成されており、年寄¹⁵⁾は月番制をとっている。そして寺社奉行からの書状では、3人のうちの1人の名前が発給者とし見られ年寄と交渉にあたり、町奉行や郡奉行に対しては、標札を立てる便宜ばかりではなく、人馬の手配についても便宜をはかるように書状を出している。

1.3 民衆の反応

民衆の中でも特に、女人禁制のために立山に登拝できない女性や、立山までの道りが遠くて険しいため登拝できない年寄や子供は、諸獄の尊像や宝物などを開帳寺院で仰ぎ尊び、立山権現に結縁することでみんな随喜したとある¹⁶⁾。それ故、文久3年（1863）9月の卯辰観音院の出開帳では、群衆が多数つめかけて拝礼できないのもでてきたために、岩嶺寺衆徒は寺社奉行所に対して3日間の延長をもとめている¹⁷⁾。

また、文政10年（1827）の卯辰観音院の出開帳では、13代藩主斉泰の母榮操院や厚姫が参詣しており²⁰⁾、藩主一族より下記に示すような多額の寄進がみられた。

覚

殿様御分	白鷹御輿江、打敷壹枚、御最花金子貳百疋
厚姫様御分	地獄谷地藏尊江、打敷壹枚
勇姫様御分	血池観音江、打敷壹枚
榮操院様御分	立山権現江、打敷壹枚、御最花金子貳百疋
延之助様御参詣之節、	別紙写之通、御内之古屋甚兵衛を以御寄附御座候

1.4 小 結

岩嶺寺衆徒の出開帳の実態を、文献資料をもとに捉えてきた。

内容については、その目的や開帳仏などは先行研究の確認ではあったが、開帳の時期については他の寺社が先例によって許可されているの比べると、立山は特別扱いされ

ていることがわかる。これは、立山の諸堂社が自然環境の厳しい所に建てられており、破損も激しく早いためと指摘できる。

方法については、出開帳が許可されるまでの手続きと、許可された後の手続きの文献資料を図式で整理し、加賀藩役人への書状内容を一覧表にまとめた。これにより岩嶺寺衆徒は寺社奉行所を通して自分たちの要望を訴えてきており、この要望に添うかたちで寺社奉行所は各役所に働きかけている。つまり寺社奉行所は岩嶺寺出開帳の加賀藩の取次ぎの役所であり、実際の認可権は年寄が握っており、年寄の差配のもとに岩嶺寺衆徒を指導していると考えられる。また岩嶺寺衆徒と開帳寺院との取り決めでは、どこの寺院とも内容はほとんど同じであるが、収益配分の比率は、岩嶺寺7分・開帳寺院3分と固定したものではなく、開帳年代や開帳寺院によって流動的であることが指摘できる。

民衆の反応については、加賀藩の藩主一族が拝礼したり、民衆が多数つめかけて拝礼できないほど盛況であったと文献資料にはあるが、毎回どの開帳寺院でも人気があってそれほど盛況だったかどうか、またその規模や収益について、現時点の文献資料だけでは判断できない。ただし、『自他国寶物并法談願旧記』の天保9年(1838)11月の条では、かしま屋覚兵衛と申す者が大阪表で仏像を修復した際に難波法善寺で開帳すれば、500両の寄附をするという申し出をしたが、加賀藩はこれを認めなかった。しかし、このことから1度の出開帳でかなりの収益があがった場合もあったと考えられる。

2 出開帳の実施状況

2.1 飛騨・美濃・尾張の出開帳

岩嶺寺衆徒は、文政5年(1822)9月11日付けで飛騨において開帳を願い出ており年寄奥村内膳から許可を得ている²¹⁾。これをうけて翌年の文政6年3月から4月上旬にかけて、明星坊・圓林坊が担当して高山国分寺・下呂温泉寺・金山長福寺などで開帳を実施している²²⁾。

さらに岩嶺寺衆徒は、美濃・尾張にも多数存在する信者からの要望もあり、開帳を実施したいと願い出ている²³⁾。これをうけて玉蔵坊が担当して濃州加納城下の西方寺・中津川玉林寺などで開帳を実施している¹¹⁾。そして、尾州名古屋において栄国寺を宿寺として開帳の願いを提出し²⁴⁾、尾州の役僧本妙院からも開帳確認の書状が出されている²⁵⁾。これに対して年寄村井又兵衛が許可しなかったことについては、『自他国寶物并法談願旧記』では「御聞届難被成旨、七月廿六日被仰渡候事」として、『開帳旧記』では「御用番年寄中江拙者共々相達候所、不被承届」として、『越中立山古記録』では「何角疑

第1表 『開帳日記』にみる提出先加賀藩役人名・役職¹⁷⁾と通達内容一覧

年代	書状提出日	提出先氏名	役職	通達内容の要旨
文政6年 (1823)	7月24日	青山将監(知次) 山崎庄兵衛(範固) 富田外記(貞行)	寺社奉行 寺社奉行 寺社奉行	尾州名護屋城内の本妙院からの書状を提出するので、検討してほしい。
文政10年 (1827)	8月	横山求馬(隆章)	年寄	多賀(寺社奉行)より、岩崎寺の出開帳許可を求める(史料③)。
	8月14日	前田式部(矩正) 玉井勘解由(貞官) 多賀豫一右衛門	寺社奉行 寺社奉行 寺社奉行	横山求馬(年寄)より、観音院への開帳を許可する(史料④)。
	8月	前田式部(矩正) 玉井勘解由(貞官) 多賀豫一右衛門	寺社奉行 寺社奉行 寺社奉行	如来寺より、触下小松誓願寺の書付を提出(史料⑧)。
文政11年 (1828)	1月	前田式部(矩正) 玉井勘解由(貞官) 多賀豫一右衛門	寺社奉行 寺社奉行 寺社奉行	如来寺より、触下能州所ノ口西光寺の書付を提出。
	1月28日	横山山城守(隆章)	年寄	前田(寺社奉行)より、長福院への出開帳の指図を仰ぐ。
文久2年 (1862)	3月21日	品川左門(武好) 織田左近(益堅) 篠原織部(忠貞)	寺社奉行 寺社奉行 寺社奉行	岩崎寺の出開帳について、年寄中では先例もあり、聞き届けられた。
	6月(カ)	奥村河内守(榮通)	年寄	品川(寺社奉行)より、人馬の手配の許可を求める。
	7月8日	篠原織部(忠貞) 織田左近(益堅) 品川左門(武好)	寺社奉行 寺社奉行 寺社奉行	前田(年寄)より、富山領内・金沢において3年間の岩崎寺開帳計画を許可する。
	7月	溝口判太夫 金谷与十郎 村佐大夫	魚津町奉行 下新川御郡奉行 下新川御郡奉行	篠原(寺社奉行)より、岩崎寺が標札を立てることに便宜をはかってもらいたい(史料⑫)。
	7月	前田土佐守(直信)	年寄	篠原(寺社奉行)より、人馬の手配の許可を求める。
	文久3年 (1863)	1月26日	篠原織部(忠貞)	寺社奉行
1月		本多播磨守(政均)	年寄	成瀬(寺社奉行)より、人馬の手配の許可を求める。
2月		奥村内膳(直温)	年寄	
3月		本多播磨守(政均)	年寄	本多(寺社奉行)より、人馬の手配の許可を求める。
3月		今村五郎兵衛 中川丈之助 前田内蔵太(孝錫) 高島善左衛門 上坂蔵人 金子篤太郎	砺波射水御郡奉行 砺波射水御郡奉行 今石動氷見城端支配 能州御郡奉行(カ) 加州御郡奉行	本多(寺社奉行)より、岩崎寺が標札を立てることに便宜をはかってもらいたい。
9月9日		岡田与一(直方)	金沢町奉行	本多(寺社奉行)より、岩崎寺への人馬の手配に便宜をはかってもらいたい。
文久4年 (1864)	正月	今村五郎兵衛 中川丈之助 不破作之丞 前田内蔵太(孝錫)	砺波射水御郡奉行 砺波射水御郡奉行 砺波射水御郡奉行 今石動氷見城端支配	成瀬(寺社奉行)より、岩崎寺が標札を立てることに便宜をはかってもらいたい。
	正月20日	今村五郎兵衛 杉江空左衛門 永原恒太郎 前田内蔵太(孝錫)	砺波射水御郡奉行 高岡町奉行 高岡町奉行 今石動氷見城端支配	成瀬(寺社奉行)より、岩崎寺への人馬の手配に便宜をはかってもらいたい。

敷鉢二付、御聞濟無御座」からうかがえる。その後の尾州知多郡大野村東立寺の開帳では、隣寺の松栄寺が古くから芦峯寺の宿坊であるから、そちらに頼むべきであるとして断っている¹¹⁾。

2.2 『開帳旧記』『岩峯寺中道坊文書』に見る開帳寺院の実施状況

第2表にもとづいて、実施状況と変更理由を見ていくことにする。ただし、文政6年の尾州栄国寺の件については、2.1で取り上げたので省略する。

[1] 文政10年亥秋出開帳

加賀藩から許可を受けて観音院での開帳を実施しようとしたところ（史料①～⑧）、厚姫様・栄操院様一行が8月22日か天気次第で24日に参詣することになり、8月25日～9月15日まで変更となった。さらに、延之助様が9月11日参詣するため17日まで延期となった。これをうけて誓願寺の開帳も9月20日～9月22日に変更して実施している²⁰⁾。『開帳旧記』亥九月の条では、「右開帳相済、濱通帰山仕候」とあり、実施の確認ができる。

その後の世尊院の開帳については、岩峯寺衆徒・世尊院の触頭波着寺より寺社奉行所へ書付の提出がみられ²⁶⁾、『開帳旧記』亥九月の条の追記に「右日限無滞相仕廻候間、十月七日書付指出候事」とあることから、実施されたと考えられる。

[2] 文政11年子春出開帳

岩峯寺衆徒・長福院・西光院の触頭如来寺より寺社奉行所へ書付を提出している。しかし長福院については、先例がないため岩峯寺衆徒は願書を取り下げている²⁷⁾。尚、西光寺のこれ以降の文献資料は見あたらないため、実施されたかは判断できない。

[3] 文久2年戌秋出開帳

役僧が麻疹にかかったため、30日間の延期を願い出ている²⁹⁾。その後『開帳旧記』今戌秋出開帳宿寺書の条の追記に「右四ヶ寺共願之通日数相済候間、書付出御用番披見相達候」とあることから、延期して実施されたと考えられる。

この文久2年秋の出開帳以降、文久4年までの3カ年にわたる出開帳計画は、年寄前田土佐守より許可が出されており²⁸⁾、寺社奉行所から岩峯寺衆徒へ通達されている。

[4] 文久3年亥春出開帳

富山城下が2月13日の大火のため、中野町来迎寺の出開帳を延期したいと願い出ている³⁰⁾。これにより3月15日から放生津光山寺より実施予定であったが、人馬の手配が遅れ、結局4月10日からの出発になってしまった^{31)・32)}。この後、5月13日に飯田を出発し輪島へ向かっていることと³³⁾、『開帳旧記』来亥春出開帳宿寺書の条の追記に「放生津光山寺始九ヶ寺開帳相済候旨、岩峯寺衆徒書付出」とあることから日程も大幅に遅れな

第2表 『開帳旧記』・『岩嶺寺中道坊文書』にみる出開帳実施状況一覧

年 代	予定期日	寺 社 名	宗 派	実 施 期 日	特 記 事 項		
文政6年		尾州栄国寺	浄土宗	不許可	2.1参照		
文政10年 (1827)	8/21～9/11	卯辰観音院	真言宗	8/25～9/17	藩主一族の参詣		
	9/18～9/22	小松誓円寺	浄土宗	9/20～9/24			
	10/1～10/3	本吉世尊院	真言宗	10/1～10/3			
文政11年 (1828)	2/20～2/24	一ノ宮長福院	真言宗	中止			
	2/25～3/1	所ノ口西光寺	浄土宗				
文久2年 (1862)	8/晦日～閏8/4	魚津法善寺	浄土宗	閏8/29～9/4	役僧が麻疹にかかる		
	閏8/6～8/9	明日山千光院	真言宗	9/6～9/9			
	閏8/12～8/9	沿川徳城寺	曹洞宗	9/12～9/15			
	閏8/17～8/19	東岩瀬髻昌寺	曹洞宗	9/17～9/19			
文久3年 (1863)	3/4～3/10	中野町来迎寺	真言宗	延期 中止 中止	富山城下の火事 4月10日出発 5月13日出発		
	3/12～3/14	放生津光山寺	浄土宗				
	3/16～3/19	水見西念寺	浄土宗				
	3/21～3/22	小境村大栄寺	浄土宗				
	3/25～3/28	所口寶幢寺	浄土宗				
	4/1～4/5	穴水来迎寺	真言宗				
	4/8～4/12	宇出津天徳寺	浄土宗				
	4/14～4/17	飯田村大運寺	浄土宗				
	4/20～4/24	輪島法蔵寺	浄土宗				
	4/27～5/1	富木西光寺	浄土宗				
	5/4～5/7	一ノ宮長福院	真言宗				
	5/9～5/11	横山村西照寺	天台宗				
	8/22～9/6	卯辰観音院	真言宗			8/22～9/9	盛況だったため延期を願い出る
	9/9～9/15	小松誓円寺	浄土宗			9/12～9/18	
9/17～9/23	本吉世尊院	真言宗					
文久4年 (1864)	3/1～3/7	小杉三ヶ村連王寺	真言宗	3/2～3/4	開帳寺院変更 日程変更		
	3/9～3/13	高岡西福寺	浄土宗	3/6～3/12			
	3/15～3/18	今石動観音寺	真言宗	3/14～3/17			
	3/20～3/23	城端城国寺	曹洞宗	中止			
	3/25～3/29	福光寛仁寺	浄土宗	3/19～3/22			
	9/2～9/6	井波浄蓮社	浄土宗	3/24～3/27			
	9/8～9/10	太郎丸村真如院	曹洞宗	中止			
	9/13～9/19	杉木新町真寿寺	真言宗	3/29～4/2			
	9/2～9/6	八尾寶幢寺	真言宗				
	9/8～9/10	小杉三ヶ村連王寺	真言宗				
慶応元年 (1865)		富山城下来迎寺	真言宗	8/28～9/4			
		八尾寶幢寺	真言宗	9/6～9/8			
		岩嶺寺	浄土宗	9/10～9/16			

がら実施していることがうかがえるが、具体的な開帳の期日については文献資料には見あたらない。

また、岩嶺寺衆徒より、大栄寺と西照寺については指支があるため中止を願い出ている³⁴⁾。

[5] 文久3年亥秋出開帳

卯辰観音院では群衆が多数つめかけたため、9月9日まで3日間の延長を願い出ている³⁵⁾。これは許可されたとみえて、9月16日付けで武運長久のお札を納めることを許されている³⁶⁾。その後の小松誓圓寺では、直前の宿寺との取り決めから9月12日より18日までとされている(史料①)。また、本吉世尊院の場合は文献資料が見あたらないため、実施されたか判断できない。

[6] 文久4年子春出開帳

文久4年秋実施予定の小杉三ヶ村連王寺をふくめ、6ヶ寺に変更しての開帳の実施を寺社奉行所に願い出ている³⁵⁾。これをうけて寺社奉行成瀬は、実施にあたって町奉行所や郡奉行所に対して便宜をはかるよう指示を出している³⁶⁾。なお、城端城国寺と太郎丸村真如院については指支が生じたため、福光寛仁寺と杉木新町真寿寺に変更して実施している^{35)・37)}。

[7] 慶応元年丑秋出開帳

富山城下が火災のため延期となっていた来迎寺の開帳をはじめ、文久4年秋に開帳を予定していた八尾寶幢寺や岩嶺寺においての開帳が1年遅れで実施されている³⁸⁾。日程終了後、武運長久のお札の献上を願い出ている³⁹⁾ことから実施の確認ができる。

2.3 小 結

『越中立山古記録1巻』の天保四巳年八月の条には、芦嶺寺衆徒の報告として岩嶺寺衆徒の飛騨・美濃における出開帳の実施と、尾張の出開帳中止について取り上げられており、これを裏付ける史料として、『寺社家開帳等并臨時之神事』や『自他国寶物并法談願旧記』『開帳旧記』を提示することにより実施の有無を判断した。

実施状況の表については、実施期日の有無を開帳終了後の武運長久のお札を納める事実が確認できたり、日程を予定通り実行した記載をもとに判断した。また開帳寺院との直前の宿寺取り決めの内容や、寺社奉行所への宿寺変更願に対して、便宜をはかる通達内容からも実施されたと判断した。しかし、これらの事実が文献資料で確認できない開帳寺院については、実施日の判断がつかなかったため表の実施期日の覧を空白とした。

さらに文献資料を掘り下げていくと、予定期日に対して加賀藩から許可がおりた後も、藩主一族の参詣や病氣や災害などで日程を変更して実施していることが指摘できる。特

に文久4年子秋に予定されていた出開帳が1年遅れの慶応元年丑秋に実施された理由として、文久3年2月13日の富山城下の火災が影響していると考えられる。また開帳願いを提出した後に、いくつかの開帳寺院では願書を取り下げたり開帳寺院を変更したりしているが、その原因として先例がなかったり取次講中がいなかったりする場合は指摘できる。

また、開帳寺院の宗派⁴⁰⁾については浄土宗を中心に日蓮宗を除くほとんどの宗派で実施されており、たとえば真言宗の観音院の場合、史料②に「御産神前指障り候義無御座候」とあるように、おおむねどの宗派においても宗派にとらわれることなく受け入れられたようである。

まとめ

本稿では、加賀藩の靈山御師に対する支配を知る一助として、岩嶺寺衆徒の出開帳の実施にいたるまでの手続き方法と、実施状況を中心に捉えてきた。

岩嶺寺衆徒の出開帳の許可は、第1図で図式化したような手続きを経て最終的には年寄によって判断されており、この意向に沿う形で寺社奉行所が指図している。ただし多くの文献資料では「御用番年寄中」と見られることから、加賀藩の複数の重役連中によって判断されたと考えられる。

そしてこのような手続きを踏んでの岩嶺寺衆徒による飛騨・美濃・尾張への進出は、この地方に多くの立山信仰の信者がおりかれらの要望でもあるからとして開帳を願っているが、この地方は元来芦嶺寺衆徒による廻壇配札活動によって築き上げられた檀那場であり、特に大きな檀那場を抱える尾張においては⁴¹⁾、芦嶺寺衆徒の反発を加賀藩が考慮して中止させたと考えられる。それゆえか、これ以降第2表を見る限り岩嶺寺衆徒の出開帳は、加賀藩領国内に限られている。

しかし加賀藩は岩嶺寺衆徒に対して、他の寺社とは違い自然環境の厳しい中での諸堂社の維持管理の必然性を認めている。そのため一定期間をおかなくても出開帳を認め、開帳寺院の場所や日程の変更を認めたり日数を延長したり、また藩主一族の参詣や寄進の事実からも別格扱いしていたことがわかる。

このように加賀藩では、天保4年(1833)に芦嶺寺衆徒の他国廻壇配札活動に考慮して岩嶺寺衆徒の藩領国外での出開帳の禁止⁴²⁾を出す一方で、岩嶺寺衆徒には出開帳を実施する上で格別な配慮を与えるなど、双方のバランスを取りながら靈山御師に対する支配をしていったのではないだろうか。

註

- 1) 高瀬重雄「近世における立山一山の組織と祭礼」(『古代山岳信仰の史的考察』所収、435～436頁、角川書店、1969年4月)・「立山信仰の成立と展開」(『白山・立山と北陸修験道』所収、192～193頁、名著出版、1977年9月)。
- 2) 日和祐樹「立山信仰と勸進」(『白山・立山と北陸修験道』所収、243～245頁、名著出版、1977年9月)。
- 3) 佐伯立光「立山僧徒の布教活動」(『立山町史 上巻』所収、S12～S19頁、立山町、1977年10月)。
- 4) 廣瀬誠「立山衆徒の絵解きをめぐって」(『立山黒部奥山の歴史と伝承』所収、51～53頁、桂書房、1984年10月)。
- 5) 福江充「立山衆徒の勸進活動と立山曼荼羅」(『立山信仰と立山曼荼羅』所収、118～119頁、岩田書院、1998年4月)。
- 6) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 貳冊之内』は金沢市立玉川図書館加越能文庫に所蔵されており、前田育徳会尊経閣文庫から金沢市に寄贈された旧加賀藩関係34,405点の史料群のうちの1点である。その内容は藩庁に所管された藩政期の公記録であり、貳冊合わせて500丁あまりにわたり、岩崎寺ばかりでなく、俱利伽羅長楽寺・小松天神別当梅林院・卯辰観音院・越中一宮慶高寺・卯辰明王院・大岩山日石寺などと加賀藩との関係文書が所収されている。
- 7) 『自他国寶物并法談願旧記』 金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵 (6) 参照。
- 8) 『寺社家開帳等并臨時之神事』 金沢市立玉川図書館加越能文庫所蔵 (6) 参照。
- 9) 『岩崎寺中道坊文書』 岩崎寺中道坊に近世の寺社・衆徒関係51点、近世の草高・年貢関係4点、近代の社寺・神職関係25点、その他1点、計81点が所蔵されている。
- 10) 『越中立山古記録 第1巻』(廣瀬誠、立山開発鉄道株式会社、1989年9月)。
- 11) 『越中立山古記録 第1巻』144頁～145頁より岩崎寺衆徒の他国進出をまとめると次表のようになる。

年代	実施期日	寺社名	宗派	要旨
文政2年 (1819)	5月下旬	越後松代村観音堂		立山の峯開きに就き、帰国。
	秋	高田城下今町		中道坊・玉蔵坊・六角坊担当
	秋	糸魚川善集寺		
文政5年 (1822)頃	3月	飛騨高山国分寺	真言宗	明星坊・圓林坊 担当
	3月	下呂温泉寺	臨濟宗	〃
	4月上旬	美濃金山長福寺	曹洞宗	〃

文政6年 (1823)		濃州加納西方寺 中津川玉林寺	浄土宗	玉蔵坊 参詣大当たり
	中止	尾州栄国寺	浄土宗	明星坊・圓林坊 担当
	中止	尾州大野村東立寺	浄土宗	明星坊に断る
文政7年 (1824)	5/12～5/19	越前西山光照寺 三日月窓寺	天台宗 浄土宗	多賀坊・六角坊 担当 々

12) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』文久二年六月の条。

13) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』亥(文久3年)九月十六日の条。

立山権現卯辰観音院ニおゐて出開帳満日之上、御武運長久之御札指上度旨、岩峠寺衆徒書付ニ各添紙面を以被指出候、依之指上候様被申渡、指上方之義前例之通可被相心得候事

九月

別紙写之通、御用番奥村内膳殿被申聞候条、可得其意候、以上

九月十六日

立山岩峠寺

本多 印

14) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』文政十丁亥の条。

15) 加賀藩では、八家の職名を年寄といい最高の重臣である。八家とは、本多・長・横山・前田(直之系)・前田(長種系)・奥村(嫡流)・奥村(支流)・村井をさし、加賀藩士の中で家格が最も高く俸禄の最高の八軒の家をいう(『加越能 近世史研究必携』所収、24～28頁・260頁、北國新聞社、1995年8月)。

16) 寺社の内、寺社奉行のお触れを配下寺社へ伝達し、配下寺社の訴願等を奉行へ取次ぐもの(『加越能 近世史研究必携』所収、172～173頁・269頁、北國新聞社、1995年8月)。

17) 田川捷一「主要役職者名一覧」(『加越能 近世史研究必携』所収、37～103頁、北國新聞社、1995年8月)。

18) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』午 九月の条。

当山者、九里八丁女人禁制或ハ老若之者ハ、嶮岨之長途をいとへ登山不得仕、是等之輩ハ開帳之儲時節を瞻仰尊容を周り結縁成就仕訳御座候故、先年之通諸嶽之尊像開帳並宝物

弘通仕候得者、信仰之講中者勿論拜礼之輩一統随喜仕訳全ク本地之如恵も相叶遊而

19) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』亥(文久3年) 九月の条。

20) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』亥(文政10年) 八月の条。

21) 『寺社家開帳等并臨時之神事』壬年(文政5年) 九月十一日の条。

22) 『越中立山古記録 第1巻』144頁(註11)では飛騨高山などへの出開帳は文政5年

頃の3月から4月上旬になっているが、『寺社家開帳等并臨時之神事』では文政5年の9月に年寄から許可がおりており日時が合わない。また『自他国寶物并法談願旧記』では、文政6年6月の条で去年9月飛騨高山での開帳願を提出いしたところ美濃・尾張にも開帳をお願いしたいという内容があり、『開帳旧記』では「当春飛州高山等ニおいて弘通相仕舞候上、当六月ニ至り美濃尾張ニ而も重而致弘通旨」との記載があることから、飛騨高山などへの出開帳を文政6年とした。

- 23) 『自他国寶物并法談願旧記』 文政六年 未六月の条。
- 24) 『自他国寶物并法談願旧記』 (文政6年) 十一月の条。
- 25) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』(文政6年) 七月十六日の条。
- 26) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 亥(文政10年) 九月の条。
- 27) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 子(文政11年) 正月の条。
- 28) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 壬戌(文久2年) 七月八日の条。
- 29) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』(文久2年) 閏八月の条。
- 30) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 亥(文久3年) 二月の条。
- 31) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 亥(文久3年) 三月の条。
- 32) 『岩嶺寺中道坊文書』 亥(文久3年) 四月の条。
- 33) 『岩嶺寺中道坊文書』 亥(文久3年) 五月十一日の条。
- 35) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 戌(文久2年) 六月の条 来亥 春出開帳宿寺書。
- 35) 『岩嶺寺中道坊文書』 子(文久4年) 正月の条。
- 36) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 子(文久4年) 正月及び子正月 廿日の条。
- 37) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 戌(文久2年) 六月の条 来々 子春出開帳宿寺書
- 38) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 慶応元年閏八月の条。
- 39) 『開帳旧記・寶物弘通 文政七年改之 式冊之内』 丑(慶応元年) 九月廿四日の条。
- 40) 註11) と第2表の開帳寺院の宗派については、『加越能寺社由来』(日本海文化叢書)・『日本地名大辞典』(角川書店)・『日本歴史地名体系』(平凡社)で調べ、それらに見あたらない場合は空欄とした。
- 41) 福江充「尾張国の立山信仰」(『近世立山信仰の展開』所収、71~119頁、岩田書院、2002年5月)。
- 42) 『越中立山古記録 第1巻』147~148頁 天保四巳年九月晦日の条。